

申 請

令和5年7月7日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

群馬県知事 山本 一太

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条2項に基づく
平成24年11月14日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

群馬県内で捕獲されたニホンジカの肉のうち、別添「出荷・検査方針」に基づき、放
射性物質検査を実施し、基準値以下となったニホンジカの肉について、出荷制限を解除
すること。

出荷・検査方針

1 ニホンジカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として高崎市内の食肉処理加工施設「箕輪フーズ」(以下、「施設」という。)が受け入れたニホンジカ肉(以下、「獣肉」という。)については、施設が全頭を県と事前に協議して決定した検査機関(以下、「検査機関」という。)に委託して、放射性物質についてのスクリーニング検査を行うものとする。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が50Bq/kg を超過した場合は、施設が検査機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (4) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg 以下の場合は、検査した個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が100Bq/kg を超過した場合は、検査した個体の肉は施設において廃棄するものとする。
- (6) 検査結果は、施設が搬入・処理管理台帳(以下、「管理台帳」という。)に記載する。

2 施設における個体の受入

- (1) 施設は、捕獲地の市町村(以下、「市町村」という。)と連携し、施設が受け入れる個体の捕獲者について、捕獲者ごとに群馬県内の捕獲を行うことの見込まれる場所、捕獲者の住所、連絡先等を記録した捕獲者台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより捕獲者の管理を行う。
- (2) 施設は、捕獲者台帳に記載された捕獲者が捕獲した個体を受け入れることとし、市町村職員は施設への受入時に立ち会うものとする。
- (3) 市町村は、施設から提出された捕獲者台帳を、隨時、群馬県に提出し、両者で情報を共有することで適切な捕獲者の管理を行う。

3 施設における管理等

(1) 個体の受入及び確認

- ア 施設は、個体の識別のための個体番号を付し、捕獲者、捕獲日、捕獲場所、体重、性別及び検査結果等を管理台帳に記載し、その写しを市町村に提出する。
- イ 市町村は、施設から提出された管理台帳を、隨時、群馬県に提出し、両者で情報を共有することで適切な個体及び加工された肉の管理を行う。

(2) 獣肉の保管・管理

- ア 受け入れた個体は、原則として受入日に解体処理及び検査試料の採取を行い、保冷庫で保管する。
- イ 検査の試料採取及び試料の検査機関への送付は、施設が行う。ただし、試料の梱包までは市町村の職員立会いの下、行うものとする。
- ウ 獣肉は、検査結果が判明するまで、施設で保管・管理を行う。
- エ 獣肉の検査結果が基準値以下である場合は、食用として施設から出荷することができる。また、基準値を超過した場合は、市町村の職員立会いの下、施設が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄する。

(3) 獣肉の出荷

獣肉を出荷するに当たり、施設は、全ての獣肉について個体番号毎に出荷・販売先を管理し、管理台帳に記載する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

群馬県、市町村及び施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、施設が出荷・販売し流通している獣肉は、放射性物質の含有について食品衛生法上問題のないものであることを周知する。

附則

この出荷・検査方針は、令和5年8月18日から適用する。